

奇玉累告示第千三百五号

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

名称	店 アイン薬局旭ヶ丘	中央店 アイン薬局毛呂中	沼店 アイン薬局坂戸小	町店 アイン薬局飯能栄	ミント薬局
変更事項	称事業所名	称事業所名	称事業所名	称事業所名	在事業所所
変更前	もりと薬局	はなまる薬局	坂戸店 はなまる薬局	飯能店 はなまる薬局	吉川市吉川六 一〇一 五六
変更後	アイン薬局旭ヶ丘店	アイン薬局毛呂中央店	アイン薬局坂戸小沼店	アイン薬局飯能栄町店	吉川市中央三 一三〇 四四一
サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管	理指導 理指導 理指導 理指導 理指導